

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 5 年 2 月 27 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

## 記

### 第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

### 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

### 第 3 監査の対象

#### 1 対象部局等

総 務 部 総務課、経営企画課、文書情報課、管財課、防災安全課、地域コミュニティ課

市民生活部 市民課、税務課、納税課、環境課、人権政策課、国保年金課

健康福祉部 福祉課、生活支援課、高齢者支援課、介護保険課、保育児童課、元気づくり課、子育て支援課

都市整備部 上下水道課、上下水道施設課

選挙管理委員会事務局

#### 2 範囲

(1) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までにおける財務及び事務の執行状況

(2) 令和 4 年度における補助金等の執行状況

(3) その他事務事業の執行状況

#### 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置くとともに、補助金等の交付決定前及び実績報告に係る書類の審査及び調査事務を監査重点項目として定め実施した。

#### 第5 監査の主な実施内容

監査対象部局から提出された監査調書及び関係諸帳簿等をもとに、書面監査を実施するとともに、所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

#### 第6 監査の実施場所及び日程

##### 1 実施場所

監査委員事務局

##### 2 日程

令和4年12月8日～令和5年2月14日

#### 第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行った、その他の指導・助言についても併せて改善を図られたい。

##### 1 共通事項

補助金交付額の誤記について

監査調書に記載された補助金交付額について、複数の課において同一団体に対する補助金交付額の誤記が見受けられた。これは、補助金の交付決定にあたり、決裁文書で根拠等が明示されているか、疑義が生じるところである。

起案文書等は、内部の意思決定の根拠となるものであることから、適正に事務を遂行されたい。

#### 第8 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にしていただきたく意見を申し上げる。

- 1 老人クラブ等補助金（単位クラブ）については、太宰府市長寿クラブ連合会に加入している団体へ補助しているが、未加入団体の活動内容を考慮し、補助金交付規則の見直しを検討されたい。

- 2 ごじょう保育所の運営については、ごじょう保育所が公立（公設公営）であるメリットを発信することも肝要であるが、将来の財政負担を考慮し、公設民営の考えも視野に入れた議論も進める必要があると思われる。
  
- 3 補助金交付団体における繰越金について、その財源は税金であるという認識を持ち、実態に合わせた補助金の活用ができるよう、補助金額を上回る繰越金の取扱いについては、基準を明確にした補助金等交付要綱等の整備が必要である。